

3. 商標制度に関する国際的動向と課題

(1) 各国の商標出願・登録動向

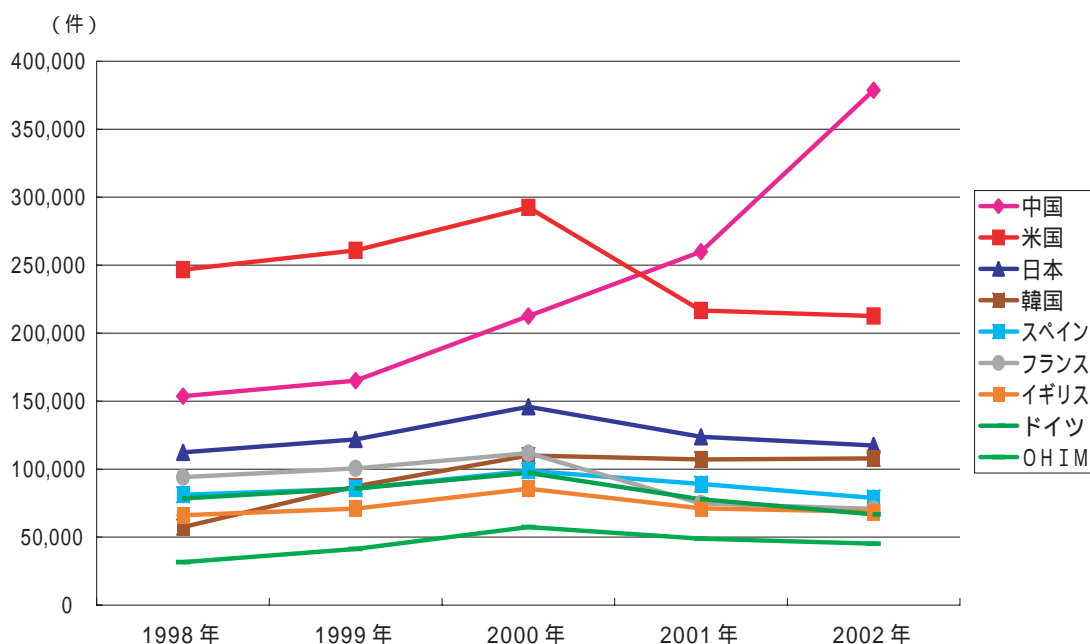
各国出願

商標登録出願の動向としては、中国における出願件数が顕著な増加傾向を示している一方、中国を除く各国では、横ばい又は減少している。

2002年における主要国の出願件数割合は、中国19.3%、米国10.8%、日本6.0%となっており、この3か国で全体の約36%を占めている。

(注) 中国は、1出願1区分の制度を採用

【世界主要国の商標出願件数】



	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
中国	153,692	165,128	212,602	259,924	378,631
米国	246,611	260,766	292,464	216,574	212,637
日本	112,469	121,861	145,834	123,788	117,472
韓国	57,454	87,332	110,073	107,137	107,876
スペイン	81,293	85,752	98,751	89,200	78,931
フランス	94,232	100,570	111,792	74,837	70,809
イギリス	65,992	70,887	85,578	71,091	68,534
ドイツ	78,472	85,777	97,337	77,880	66,644
OHIM	31,613	41,264	57,324	48,885	45,104
世界合計	1,755,037	1,953,765	2,169,105	1,950,713	1,966,565

(統計・資料編) 第4章 (1) 商標 (出願)

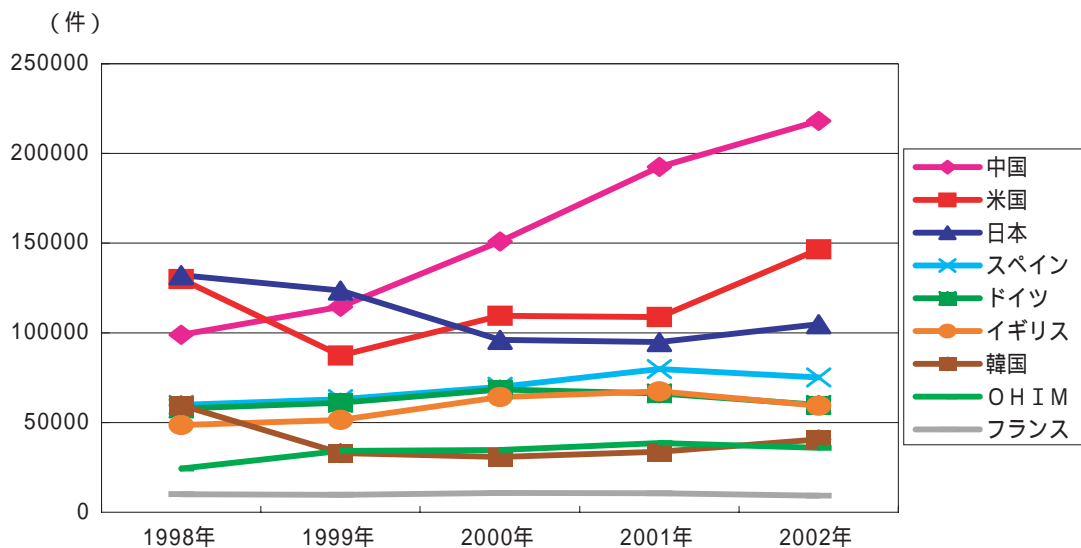
各国登録

商標登録件数では、中国、米国が著しく増加したものの、他の国々では微増又は微減のとなっている。

2002年における主要国の登録件数割合は、中国15.7%、米国10.6%、日本7.6%となっており、この3か国で全体の約34%を占めている。

(注) 中国は、1出願1区分の制度を採用

【世界主要国の商標登録件数】



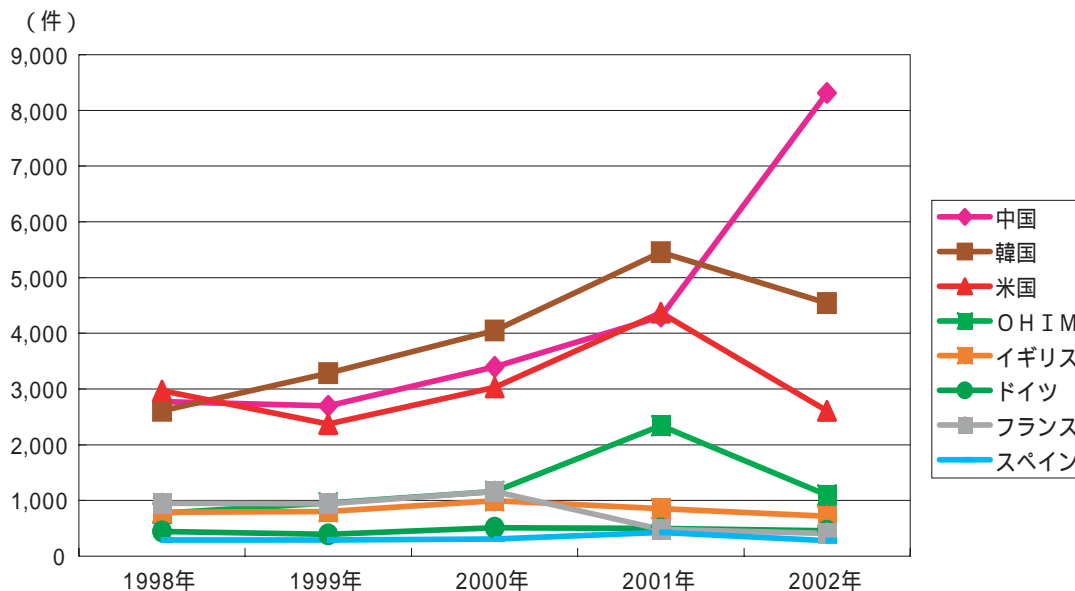
	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
中国	98,961	114,559	150,961	192,549	218,166
米国	129,871	87,431	109,544	108,840	146,536
日本	132,066	123,656	96,116	94,832	104,784
スペイン	59,810	63,086	69,860	79,861	75,130
ドイツ	57,919	61,039	68,490	66,245	59,778
イギリス	48,600	51,441	64,230	67,362	59,421
韓国	59,614	32,968	30,849	33,683	40,588
OHIM	24,253	34,242	34,733	38,504	35,896
フランス	10,115	9,752	10,674	10,644	9,219
世界合計	1,297,942	1,267,806	1,298,364	1,349,153	1,386,245

(資料) WIPO統計
(統計・資料編) 第4章(1) 商標(登録)

外国への出願

2002年における日本人による外国・政府間機関への商標登録出願は、全体の件数は2001年とほぼ同数であるが、中国への出願が前年比約93.5%増と激増している。

【日本人による対外国（主要国）出願件数】



	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
中国	2,773	2,698	3,395	4,296	8,314
韓国	2,611	3,284	4,052	5,455	4,543
米国	2,971	2,374	3,027	4,370	2,607
OHIM	769	955	1,161	2,339	1,098
イギリス	788	798	995	853	715
ドイツ	445	390	508	500	455
フランス	946	945	1,165	480	411
スペイン	292	288	306	424	280
世界合計	20,233	21,427	27,025	31,949	31,084

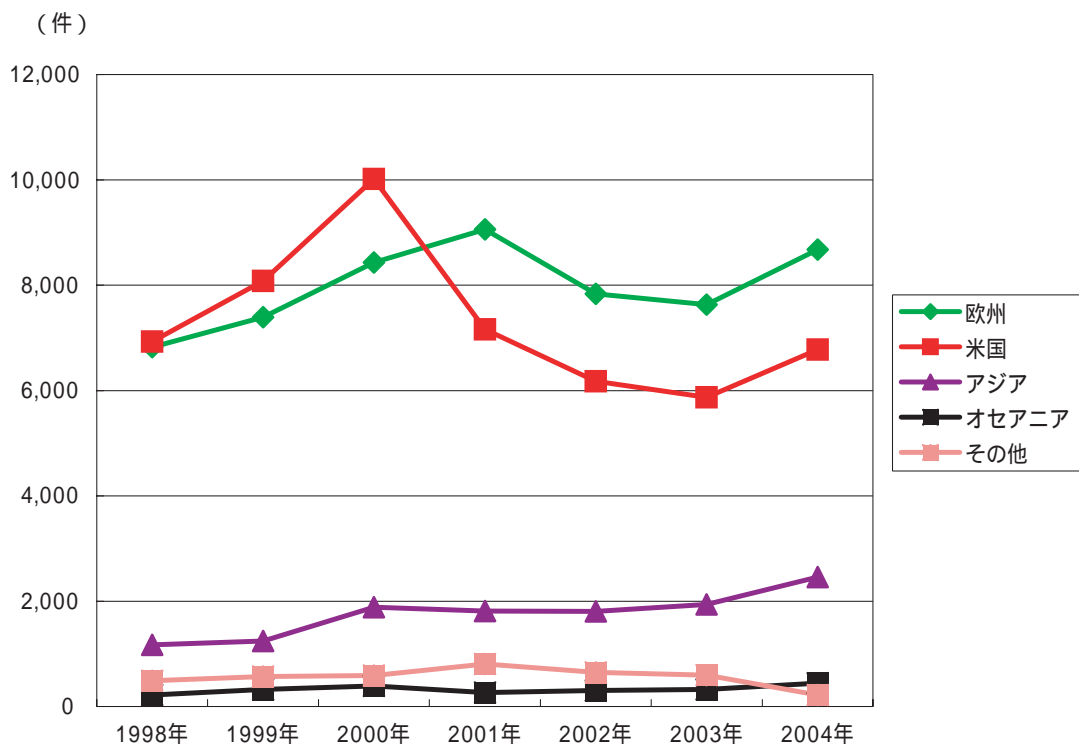
(資料) WIPO統計
(統計・資料編) 第4章(2) D商標

外国からの出願

2004年における外国人による我が国への商標登録出願は、前年比約13.5%増の約1万9千件となった。

米国と欧州からの出願で全体の約83%を占めている。アジアからの出願は、韓国675件、中国573件、台湾561件となっており、この3ヶ国でアジアの73.5%を占めている。

【外国人による我が国への商標登録出願】



	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
欧州	6,820	7,390	8,428	9,061	7,833	7,633	8,673
米国	6,929	8,081	10,018	7,158	6,172	5,874	6,776
アジア	1,172	1,242	1,882	1,809	1,807	1,940	2,460
オセアニア	215	327	391	265	301	323	444
その他	488	569	588	807	648	598	220
合計	15,624	17,609	21,307	19,100	16,761	16,368	18,573

(統計・資料編) 第4章(2) 2004年の外国人による日本への出願件数表及び前年対比

(2) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書

概要

「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」(以下、「議定書」という。)は、標章を国際登録¹することにより、議定書に加盟している国(以下、「締約国」という。)のうち登録を求めるために指定した締約国(以下「指定国」という。)において当該標章の保護を求めることができる国際条約である。

議定書は、1891年4月に制定された標章の国際登録に関する国際条約である「標章の国際登録に関するマドリッド協定」よりも、審査国を含むより多くの国が参加できるような制度を確立するため、1989年6月に採択され、1995年12月発効、翌1996年4月から制度運営が開始された。我が国においては、1999年12月にWIPO事務局長に加入書を寄託し、翌2000年3月14日に発効した。

議定書には2005年4月現在、66か国(主要締約国・地域:欧州各国、米国、中国、韓国、EC)が加盟している。

議定書に基づく国際登録の出願の利点

議定書に基づく商標の国際登録出願(以下、「国際登録出願」という。)については、外国への直接出願に比し、以下のメリットがある。

a. 手続の簡素化(簡単な手続で国際登録出願が可能)

統一されている国際登録出願様式

一つの国際登録出願で複数の締約国に出願が可能

英語による国際登録出願(各国への翻訳文が不要)

一つの通貨(スイスフラン)による料金支払い

b. 経費の節減

出願手続の一本化により経費の節減が可能

同一商標であれば複数の基礎登録(出願)を一つの国際登録出願に集約が可能

c. 権利管理の簡便化

国際登録簿による一元管理が可能

複数国の商標権の存続期間の更新が、国際事務局への一回の手続で可能

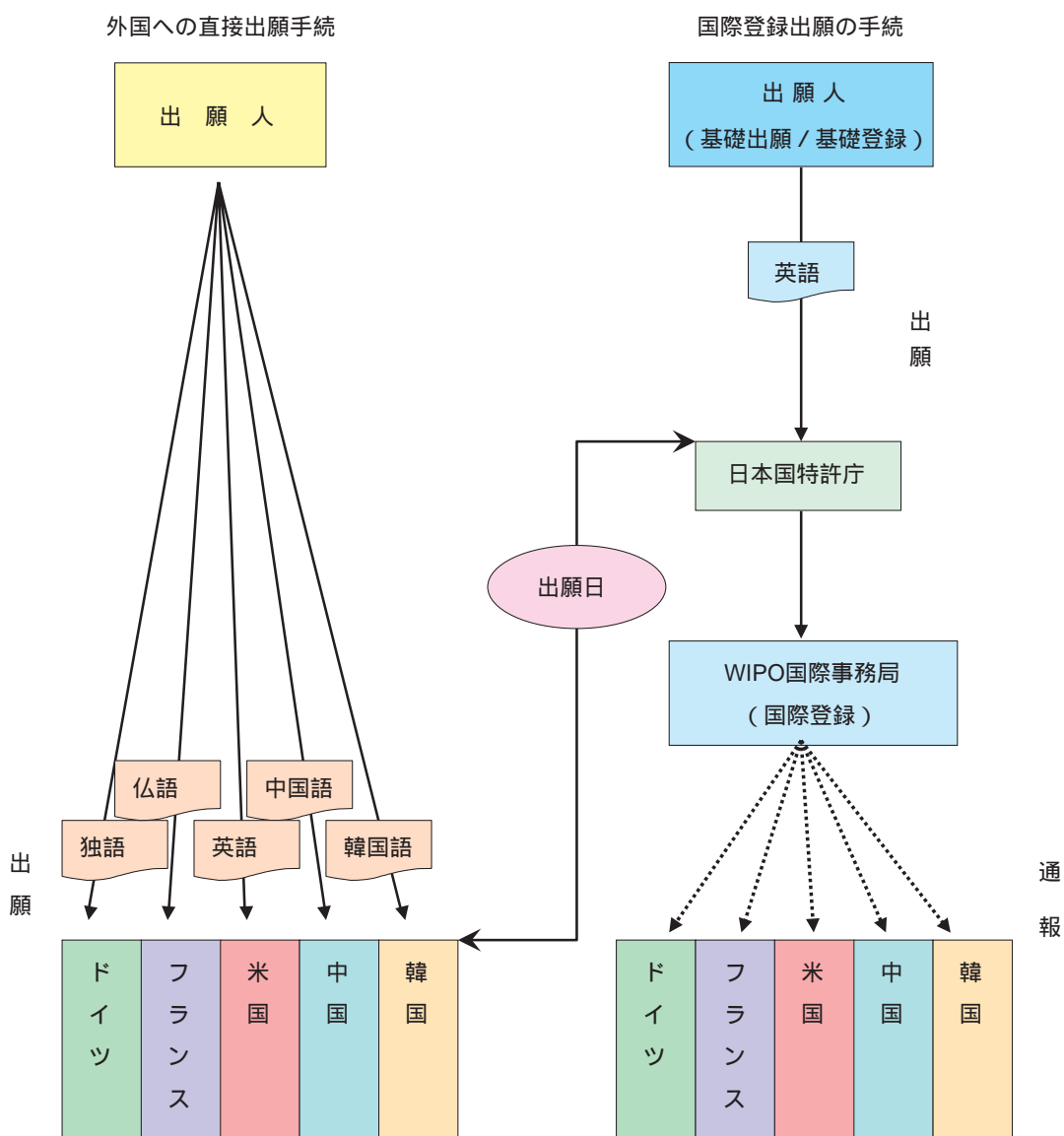
¹ 世界知的所有権機関(本部:スイス・ジュネーブ、略称「WIPO」)の国際事務局が管理する国際登録簿に登録すること。

議定書に基づく商標の国際登録制度の手続の概要

締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求め締約国の官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願をする。

かかる国際登録出願は、国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶理由を通報しない限り、当該指定国において保護を受けることがで

【外国への直接出願と国際登録出願との比較】



国際商標出願動向

a. 国際登録出願（我が国から外国への出願）

2003年の韓国・米国等の加盟に加えて、2004年は更にECの加盟により、出願件数も前年比183%と急増している。2005年においても引き続き出願件数は増加傾向にあり、その主な指定国は例年どおり中国、米国、韓国等である。

国際登録出願月別件数

(単位：件)

出願件数(月別)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2005年出願件数	56	51	90										197
指定国件数	646	558	824										2,028
2004年出願件数	38	45	62	73	53	73	53	48	72	79	58	80	734
指定国件数	268	384	619	935	438	693	485	461	608	424	454	748	6,517
2003年出願件数	16	33	28	38	38	48	25	24	57	23	31	41	402
指定国件数	147	362	316	347	469	283	292	301	427	228	316	361	3,849
2002年出願件数	14	17	17	15	18	32	18	20	24	14	19	29	237
指定国件数	122	268	198	90	172	207	174	194	195	87	304	366	2,377
2001年出願件数	15	24	23	16	27	25	35	30	14	21	22	28	280
指定国件数	175	348	359	200	253	239	295	382	207	360	279	162	3,259
2000年出願件数	-	-	12	14	14	27	19	16	19	21	23	22	187
指定国件数	-	-	122	95	73	277	118	177	217	206	176	373	1,834

(統計・資料編)第3章(9)国際商標登録出願件数表(本国官庁)

b. 国際商標登録出願（外国から我が国への出願）

2003年までの出願件数は横ばい傾向にあったが、2004年は出願件数が前年比134%と過去にない伸び率を示している。これまで、我が国を指定国とする主要出願国はドイツ、フランス、イタリア、スイスであったが、これに加え米国からの出願件数が主要出願国に迫る勢いで増加している。2005年においても引き続き出願件数は増加傾向にあり、主要出願国もドイツに続いて米国が2番手に躍進している状況である。

国際商標登録出願月別件数

(単位：件)

出願件数(月別)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2005年	400	493	828										1,721
2004年	469	588	447	664	496	528	688	569	568	689	624	830	7,160
2003年	367	421	454	428	476	341	616	452	383	518	439	439	5,334
2002年	421	439	431	393	487	402	410	442	419	540	442	443	5,269
2001年	287	458	597	465	469	352	547	696	388	375	568	506	5,708
2000年	-	-	0	62	127	280	210	364	357	363	384	428	2,575

(統計・資料編)第3章(14)国際商標登録出願に係る件数表(指定国官庁)

(3) 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会 (SCT)

概要

世界知的所有権機関 (WIPO) に設置された商標、意匠、地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会であるSCTでは、第1回会合から第6回会合にかけて、周知商標、商標ライセンス及びインターネット上における商標及びその他の標識に係る産業財産権の保護等についての検討がなされ、1999年のWIPO一般総会及びパリ同盟総会において「周知商標の保護に関する規則」、同じく2000年9月に「商標ライセンスに関する規則」、同じく2001年9月に「インターネット上における商標及びその他の標識に係る工業所有権の保護に関する規則」がそれぞれ共同勧告として採択された。

商標制度の手続面の簡素化及び調和へ向けた動き

その後のSCTにおける優先課題は、1996年に発効した商標法条約 (TLT) の改正に関する議論である。TLTは利用者の利便性の向上の観点から、各国における商標制度の手続面の簡素化及び調和を図ることを目的とするものであり、我が国は1997年に加入している。今回の改正の目的は、電子出願の普及等技術の急速な発展への対応を図ること、手続面の更なる簡素化・調和を促進すること、規則レベルの修正については外交会議を招集することなく総会で修正できるよう一連の管理・最終規定を整備することである。主な改正項目は、総会の設立、電子出願、手続期間の救済措置、商標ライセンスである。

2005年4月の第14回会合においては、2006年3月に予定されている改正TLT採択のための外交会議へ向け最後の議論が行われ、基本提案について合意された。

(4) 諸外国の動向

欧州連合 (EU)

a. EU拡大と共同体商標制度

2004年5月のEU拡大¹に伴う共同体商標制度の主な変更点は、以下のとおりである。

2004年4月末までに受け付けられた共同体商標は、原則、2004年5月の新規EU加盟国の領域へ自動的に効力が及ぶ。

上記共同体商標について、原則として、加盟国拡大に伴う理由をもって出願が拒絶、登録が無効とされることはないが、新規加盟国における既存の権利と抵触する場合には、当該新規加盟国におけるその共同体商標の使用は禁止される。

なお、例外的に、新規加盟国の加盟日前6か月間 (2003.11.1 ~ 2004.4.30) に出願された共同体商標については、加盟日前に新規加盟国で善意で取得された先行商標その他の権利と抵触する場合、異議申立ての対象となる。

加盟国の増加により、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) で使用する言語は20カ国語に増加した。

¹ 新規加盟国は、ポーランド、ハンガリー、リトアニア、エストニア、ラトヴィア、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニア、マルタ、キプロスの10か国。

b. マドリッド協定議定書への加盟

1996年、マドリッド協定議定書への加盟承認及び加盟のための共同体商標規則の改正提案が欧州委員会において採択され、2003年10月、閣僚理事会で承認された。EUにおける同議定書は、2004年10月1日に発効した。

(5) 三極商標協力

商標登録制度及びその運用について、日米欧の三庁（JPO、USPTO及びOHIM）が情報及び意見交換を行い、制度及び運用の改善につなげることを目的として、2001年5月に第1回商標三極会合が米国・アーリントンで開催され、以来、毎年1回開催されている。

2004年5月に米国・アレクサンドリアで開催された第4回会合では、各庁における近況報告、電子化、マドリッド協定議定書について意見・情報交換を行った。また、第2回会合以降三極が取り組んでいるプロジェクトについて議論した結果、以下の結果が得られた。まず、「三極商品役務表示便覧プロジェクト」については、三庁で受け入れ可能な約7千件の商品役務表示（英語、全類）について合意し、2004年12月には、受け入れ可能な商品・役務表示からなるリスト（三庁リスト）を特許庁ホームページにおいて公表した。さらに、情報技術問題については、商標三極ウェブサイトの立ち上げに関し、次回会合へ向けて更なる議論を行うこととされたほか、商標情報のデータ交換のための標準について、情報交換が行われた。